平成２５年（フ）第１１２０５号
東京都町田市木曽東４丁目28―７―Ａ―２
債務者　中塚　一正
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２０８号
東京都足立区東六月町４―14―201
債務者　原田　昭雄
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２１５号
神奈川県横浜市南区永田東１丁目14―１―201
債務者　高橋　佳子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２１７号
東京都杉並区井草１丁目５―11―308
債務者　蓮見　隆弘
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２１８号
東京都世田谷区等々力８丁目６―13―206
債務者　小西　幸一
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２２１号
東京都中野区南台２丁目７―１　レオパレス南台第３―201
債務者　米山　　賢
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２２３号
東京都武蔵野市関前５丁目14―18
債務者　松田　理沙（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２２４号
東京都渋谷区本町６丁目３―９―305
債務者　高橋　晴男
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２２５号
東京都世田谷区大蔵３丁目１―８―305
債務者　山中　誠一
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２２６号
東京都足立区六月２丁目12―12―505
債務者　石毛　正美
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２２７号
東京都港区三田１丁目２―24―901
債務者　波田野　梓
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６５２号
神奈川県茅ヶ崎市富士見町10番20号
債務者　鈴木ひとみ（旧姓若本）
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３８号
岡山県倉敷市下津井４丁目６番10号
債務者　西原　和典
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５０３号
岡山市北区野田屋町１丁目３番３号　411号
債務者　東山　重夫
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１４号
岡山市南区浦安南町461番地１
債務者　高橋　良一
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部